

大和市公告第160号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第19条第1項の規定により大和市下福田地区土地区画整理組合設立準備会から申請があったので、施行地区となるべき区域を次のとおり公告し、及び土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第68条の規定により当該区域を表示する図面を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該区域内の宅地について未登記の借地権を有する者は、平成27年12月28日から1月以内に大和市長に対し、その借地権の目的となっている宅地の所有者と連署し、又はその借地権を証する書面を添えて、土地区画整理法施行規則（昭和30年建設省令第5号）第16条で定めるところにより、書面をもってその借地権の種類及び内容を申告しなければならない。

平成27年12月28日

大和市長 大 木 哲

1 施行地区となるべき区域

大和市福田字甲四ノ区622番1、623番1、2及び5、624番1から624番3まで、626番、627番1、630番1、631番、634番、635番1、638番1並びに639番並びに福田字甲五ノ区899番3、919番1、920番1、921番1及び2、922番から924番まで、925番1、926番1、927番1、928番1、929番から932番まで、933番1及び3から7まで、934番1及び3から5まで、935番1及び3から5まで、936番1及び3から6まで、937番1、3から5まで、7及び8、980番1及び2、981番1及び2、985番から988番まで、989番1、999番から1007番まで、1008番1から1008番3まで、1009番1及び5、1011番1、2及び4、1012番から1020番まで、1021番1、1022番1、1023番1、1024番1、1025番1、1026番1、1027番から1034番まで、1035番1、1036番1及び4、1037番から1040番まで、1041番1、3から5まで及び7、1042番1及び3から5まで、1043番1及び3から5まで、1044番1及び3から6まで、1045番1、3から5まで及び7、1046番1、3から5まで、7及び8、1047番3から1047番6まで、1048番1及び3から5まで、1049番1及び3から5まで、1050番1、3、4及び6、1051番から1054番まで、1055番1、1056番1及び2、1057番から1063番まで、1064番2、1074番1、1075番3、1239番2、6、12及び13、1240番1及び2、1241番、1242番並びに1243番

2 施行地区となるべき区域の縦覧場所

大和市街づくり計画部街づくり推進課

3 縦覧期間

平成27年12月28日（月）から平成28年1月12日（火）まで（午前8時30分から午後5時15分まで）。ただし、日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに平成27年12月29日から翌年1月3日までを除く。